

2020年の祝祭日と有給休暇

国務院は2020年の元旦、春節、清明節、労働節、端午節、国慶節と中秋節の休暇日と振替出勤日の具体的な手配を通知しました。

祝祭日	休暇日と内容	振替出勤日
元旦	2020年1月1日	
春節	1月24日～1月30日までの7日間 旧正月 新年の最初の日を盛大に祝う。	1月19日(土) 2月1日(土)
清明節	4月4日～4月6日 先祖のお墓参りをする。	
労働節	5月1日～5月5日	4月26日(日) 5月9日(土)
端午節	6月25日～6月27日 粽を食す。ドラゴンボートレースが行われる。 日本の子供の日とは異なる。	6月28日(土)
国慶節	10月1日～10月8日までの8日間 中華人民共和国の建国記念日	9月27日(日) 10月10日(土)
中秋節	満月をめぐる日。月餅を配る。	

*上記の他、3月8日は国際労働婦人節として3月8日は女性に対して半日休暇があります。

有給休暇制度

【対象者】 **連続して**1年以上勤務した労働者

区分	付与日数
労働者の 累積 勤務期間が1年以上10年未満	5日
労働者の 累積 勤務期間が10年以上20年未満	10日
労働者の 累積 勤務期間が20年以上	15日

【中途入社の場合】

転職してきた労働者に失業期間がない場合は、連続して1年以上勤務していることになり有給休暇の権利が発生します。

付与日数 = 労働者本人の1年間に享受すべき付与日数 × 暦上の残日数 ÷ 365日

【有給休暇の買取り義務】

使用者が有給休暇を取得させなかった場合などは、300%の割増給与の負担が求められます。

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>